事業主の皆さま

「長野働き方改革推進支援センター」のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、センターホームページ来所により相談を受付

【 長野働き方改革推進支援センター 】

お問合せやご相談はこちらまで

電　話：0800－800－3028

住　所：長野市大字中御所字岡田131-10
（長野県中小企業団体中央会　内）

ＵＲＬ：http：//www.alps.or.jp/chuokai/work/

【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

- ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- センターの支援内容等については、裏面をご覧ください。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

どうぞお気軽に、ご相談ください。

- ○ 36協定について詳しく知りたい
- ○ 非正規の方の待遇をよくしたい
- ○ 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- ○ 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- ○ 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない　　等

長野県中小企業団体中央会は長野労働局より「働き方改革推進支援事業」を委託されています。

働き方改革推進支援センターとは・・・

政府が推進する働き方改革の実現に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々を中心に、

① 長時間労働の是正
② 同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の待遇改善
③ 賃金引き上げと労働生産性向上
④ 人手不足の解消に向けた「魅力ある職場づくり」

等の取組を支援するため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、様々な関係機関と連携して事業を実施するものです。

●働き方改革推進支援センターにおける事業内容

① 電話相談等による個別相談
労務管理等に関する専門知識を有する専門家による電話、窓口相談等を行います。

② 企業訪問による相談支援
賃金制度・労務管理等に関する専門的知識及び企業経営に関する専門的知識を有する専門家による企業への個別訪問による相談対応を行います。

③ 市町村および商工会議所等における出張相談会の実施
地域の隅々まで支援を広げるため、市町村・商工会議所・商工会、中小企業団体中央会等において、出張相談会を実施します。

④ 商工会議所等と共同開催による事業主向けセミナーの開催
商工会議所等において、同一労働同一賃金や労働時間制度のご紹介や労務管理の手法等を普及するための事業主向けセミナーを開催します。

●働き方改革推進支援センターのご利用について

① ご相談はすべて無料です。
② 労働基準法等労働関係法令の具体的な適用などのご相談については、法的解釈に基づく説明は行わず、技術的助言であって法的助言は行いません。
（法的解釈等については、労働局・労働基準監督署へお問合せ下さい。）